

つくば市トライアル発注認定事業 実施要領

1 目的

つくば市トライアル発注認定事業（以下、「本事業」という。）は、新規性の高い優れた新商品及び新役務（サービス）（以下「新商品等」という。）の普及を支援し、行政課題の解決や市民生活の向上を図ることを目的とする。

本事業の実施については、つくば市トライアル発注認定事業実施要綱（令和4年1月31日つくば市告示第74号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

2 制度概要

新商品等を生産・提供する企業及び個人事業主をつくば市トライアル発注認定事業者（以下「認定事業者」という。）としてつくば市が認定する。

認定事業者の新商品等は、つくば市が随意契約で購入（※）することができる。

※購入の定義

本実施要領中の「購入」とは、物品を購入すること及び役務の提供を受けられることを指す。

3 認定期間

認定期間は、認定を通知した日から2年を経過した日の属する年度末までとする（令和4年度中の認定は、認定を通知した日から令和7年3月31日まで）。

なお、認定基準を満たす限り何度でも再申請を行うことができる。

4 認定基準

次の（1）～（3）のいずれにも適合することを認定要件とする。

- （1）新商品等が、既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
- （2）つくば市の事業活動に係る技術の高度化、経営効率の向上または住民生活の利便の増進に寄与すること
- （3）生産計画及び資金計画が適切であること

5 申請方法

(1)申請期間

随時受付

(2)申請書類

- ①つくば市トライアル発注認定事業認定申請書（要綱様式第1号）
- ②実施計画（要綱様式第2号）（※）
- ③新商品等の詳細が分かる資料（パンフレット等）（※）

※申請書類の省略ができる者

ア) つくばクオリティ認定制度の認定者
申請日の属する年度又はその前年度につくばクオリティ認定制度の認定を受けているときは、②の様式中「2新商品の内容(1)～(4)」の記入及び③の添付を省略できる。
イ) 他の地方公共団体のトライアル発注制度の認定者
他の地方公共団体のトライアル発注制度の認定を受けている者は、認定時の提出書類の写しを②、③に代えることができる。

(3)申請書類の提出先

ア) 提出方法

郵送または持参。申請書類が全て電子ファイルの場合はEメールも可

イ) 提出先

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市スタートアップ推進室

電話番号：029-883-1111（内線6267）

メールアドレス：eco054@city.tsukuba.lg.jp

6 審査方法

(1)学識経験者からの意見聴取

つくば市は、申請のあった新商品等の分野や性質に応じて学識経験者(※) 2人以上を指名し、申請内容が認定基準に適合するか、つくば市トライアル発注認定制度意見徴収票(様式第1号)により意見を聴く。意見を聴く方法は、個別に聞く方法、会議形式で行う方法のいずれも可とし、Eメールでのやりとり等、簡略化された手法も認めることとする。

書類審査での判定が困難な場合は、面接審査や訪問審査を行う。

※学識経験者の範囲

申請内容が認定基準(1)～(3)に適合することを中立的な立場に立って判断することができる者を幅広く差します。

[学識経験者の例]

- ・大学・工業高等専門学校教職員
- ・研究機関の研究員
- ・弁理士
- ・中小企業診断士 等

(2)審査手続きの担当部署

審査手続きの担当部署は以下のとおりとする。

①スタートアップ(※)による申請

政策イノベーション部科学技術振興課スタートアップ推進室

②その他の者による申請

経済部産業振興課

※つくば市のスタートアップの定義(全てに該当すること)

- ・ユニークなテクノロジーや製品・サービス、ビジネスモデルを持ち、事業成長のための投資を行い、事業成長拡大に取り組んでいる。
- ・これまでの世界を覆し、新たな世界への変革にチャレンジしている。
- ・事業分野がライフサイエンス、ロボット、エネルギー、ナノテクノロジー、物質・材料、情報サービス、環境及び宇宙分野のいずれかに該当する。
- ・設立から10年未満である。

7 審査結果及び認定

審査結果は、つくば市トライアル発注認定事業認定通知書（要綱様式第3号）またはつくば市トライアル発注認定事業不認定通知書（要綱様式第4号）にて申請者に通知する（※）。なお、審査の途中経過及び審査結果に関する問合せには、一切応じかねるものとする。

つくば市は、認定事業者の名称、連絡先、主たる事業所の所在地、新商品等の名称、内容、価格を市ホームページ等で公表する。

※認定を受ける際の注意点

- ・つくば市が新商品等の品質等を保証するものではありません。
- ・つくば市による新商品等の購入を確約するものではありません。
- ・新商品等と同等品が契約締結前に市場に流通した場合は、随意契約ではなく一般競争入札による購入となります。
- ・申請内容に含まれる著作物の使用に関し必要な事項は、申請者とつくば市とで協議のうえ、決定します。
- ・つくば市は、認定事業者が行う事業活動や認定取消しにより生じた損害に対し、責任を負いません。

8 つくば市による購入

(1)随意契約

認定事業者の新商品等に対し、調達ニーズ及び予算がある場合は、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第4号）の該当となる。

(2)随意契約の流れ

ア) 新商品等の購入を希望する部署からスタートアップ推進室に以下の事項を報告する。

- ①購入を希望する新商品等の名称
- ②購入時期
- ③数量及び見込み価格

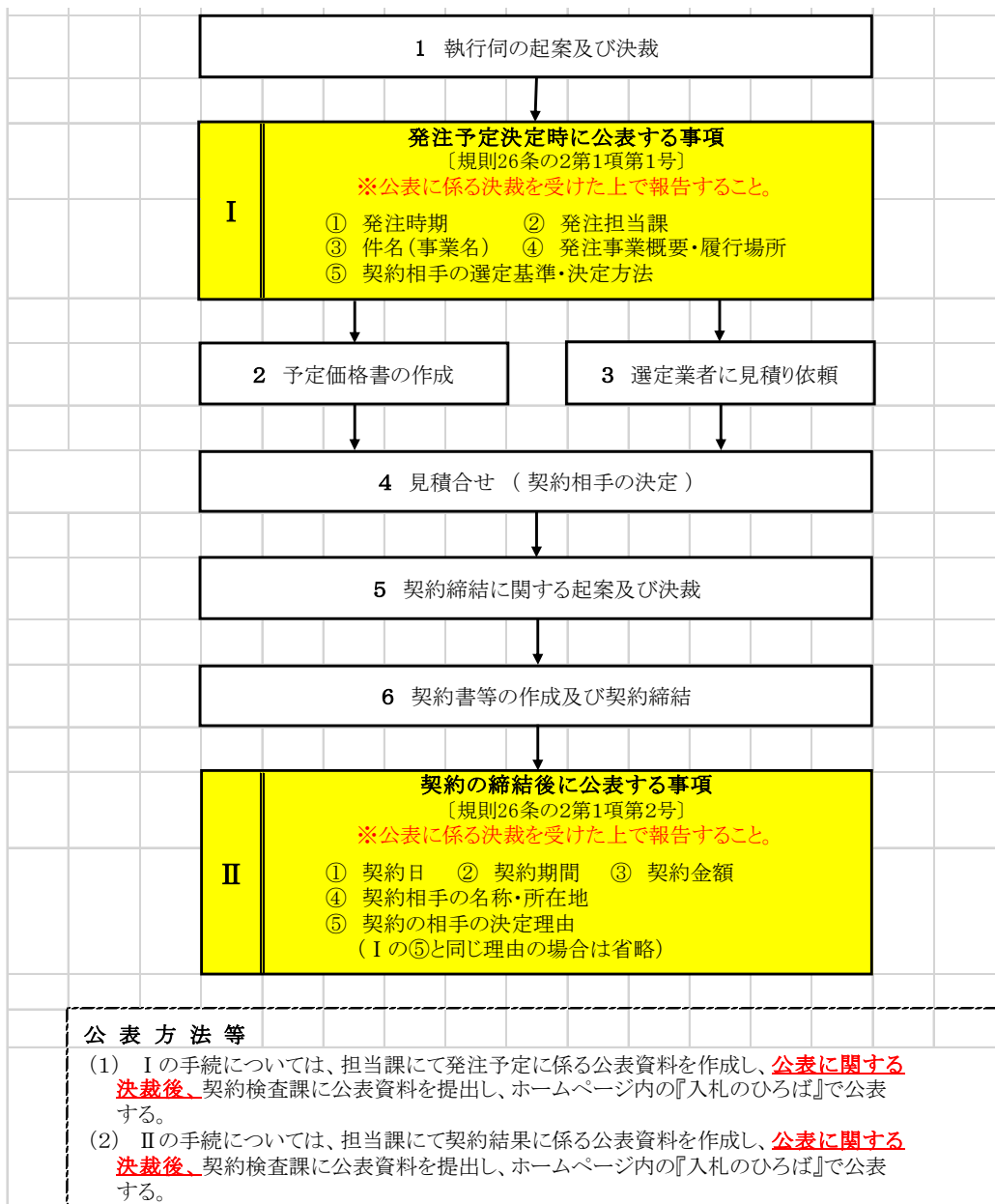
イ) スタートアップ推進室で契約手続きの担当部署を判断する。

【判断基準】

契約先	担当部署
①スタートアップ	政策イノベーション部科学技術振興課スタートアップ推進室(※)
②つくばクオリティ認定制度認定者	経済部産業振興課(※)
③その他の者	新商品等の購入を希望する部署

※本事業の予算の範囲を超える場合は、③の扱いとする。

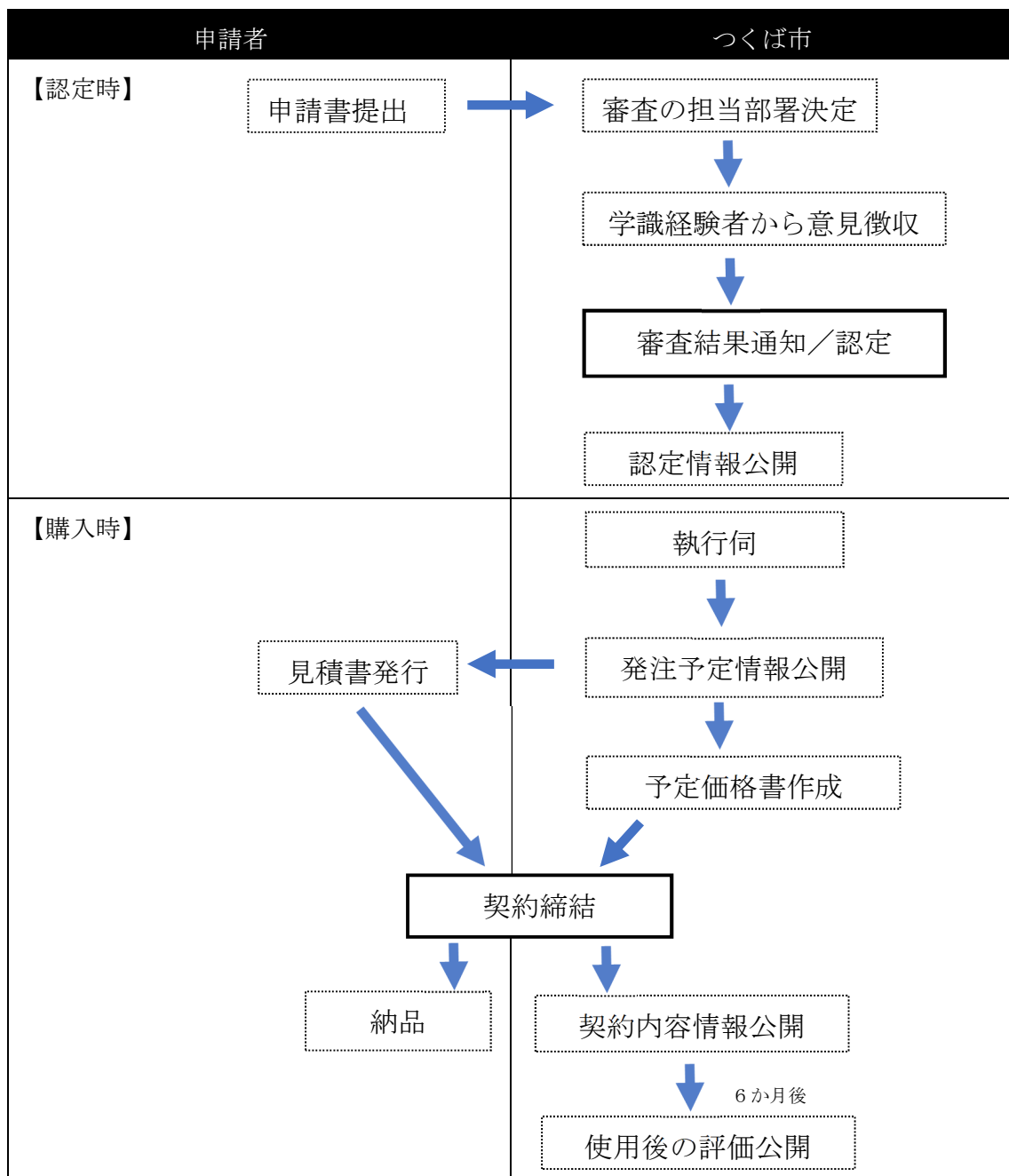
ウ) 契約手続きの担当部署は、以下の手続きにより随意契約を締結する



(3)使用後の評価

つくば市は、購入から6か月後を目途につくば市トライアル発注認定事業使用後評価票（様式第2号）で使用後の評価を行い、その内容を市ホームページで公表する。ただし、新商品等の性質等によって評価時期を変更することができる。

全体の流れ



(様式第1号)

つくば市トライアル発注認定制度 学識経験者意見徴収票

所属	
肩書・氏名	
評価年月日	

（申請者名） から申請のあった （新商品等の名称） について、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3第1項への適合の可否を下記のとおり評価します。

記

項目	判断基準	適合	意見	備考
第1号	新商品等が、既に企業化されている商品若しくは役務（以下、「既存の商品等」という。）とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既存の商品等と同一の範疇に属するものであつても既存の商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない		
第2号	新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない		
第3号	新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない		

(様式第2号)

つくば市トライアル発注認定事業 使用后評価票

年 月 日

(所属長)

つくば市トライアル発注認定事業により随意契約で調達した新商品等について、以下のとおり評価します。

認定事業者名	
認定商品・役務名	
契約年月日	
使用内容	※具体的な使用内容を記入してください。
使用頻度	
評価点	※具体的な使用場面、状況についても記載をお願いします。
主な改善点 利用上の留意点	※具体的な使用場面、状況についても記載をお願いします。
更なる導入促進に 向けたコメント	(独自予算での今後の導入意向、当該品の導入を勧めたい先 等)
担当者	職・氏名 (内線：)